て、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に限る。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、１年（当該学校又は救急救命士養成所のうち規則第16条に規定するものにあっては、６月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月30日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑷までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　法の施行の際（平成３年８月15日）現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法の施行後に終えた者で、厚生労働大臣が⑴から⑸までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するものとし、受験願書に記載する氏名は戸籍（日本国籍を有しない者にあっては、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、財団法人日本救急医療財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、又は在籍している学校若しくは養成所の長（４の⑹に該当する者であって、病院、診療所等に勤務するものについては、当該病院、診療所等の長）又は財団法人日本救急医療財団の理事長により、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑶の厚生労働大臣の指定する科目を修めた旨を証する書類

エ　４の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　救急業務に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、５年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した旨を証する書類

オ　４の⑸又は⑹に該当する者が提出する書類　厚生労働大臣の救急救命士国家試験受験資格認定書（以下「認定書」という。）の写し

受験資格の認定を受けようとする者は、平成24年１月５日（木曜日）までに厚生労働大臣あての救急救命士国家試験受験資格認定願を厚生労働省医政局指導課に提出した上、認定書の交付を受けること。

なお、イ、ウ㋐又はエ㋐により修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成24年３月30日（金曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること（郵送で提出の場合は、同日必着のこと。）。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間及び提出先

ア　受験に関する書類は、平成24年１月10日（火曜日）から同年２月７日（火曜日）までに、財団法人日本救急医療財団へ提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成24年２月７日（火曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、30,300円とし、受験手数料の額を財団法人日本救急医療財団所定の用紙を用い、郵便局又は銀行に振り込むことにより納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する（平成24年３月６日（火曜日）発送予定）。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成24年４月10日（火曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年２月７日（火曜日）までに財団法人日本救急医療財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　受験資格認定に関する照会先　厚生労働省医政局指導課　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　中央合同庁舎第５号館内　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111（代表）　ＦＡＸ番号03（3503）8562

９　受験願書等の入手方法その他試験に関する照会先　財団法人日本救急医療財団　東京都文京区湯島３丁目37番４号ＣＩＣ湯島ビル　郵便番号113―0034　電話番号03（3835）0099　ＦＡＸ番号03（3835）0299

救急救命士試験委員の公告

第35回救急救命士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成23年９月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

試験委員長　小林　國男

副委員長　鈴川　正之　　石井　正三

委　員

浅井　康文	浅利　　靖	荒木　恒敏
有賀　　徹	石松　伸一	井口　浩一
大久保一郎	大友　康裕	岡田　保誠
奥寺　　敬	川上　正人	神納光一郎
木村　昭夫	草川　　功	上妻　志郎
齋藤　知行	坂田　育弘	坂本　哲也
坂本　照夫	定光　大海	澁谷　正徳
嶋津　岳士	杉山　直也	鈴木幸一郎
相馬　一亥	髙山　隼人	竹内　栄一
角田　隆文	長尾　　建	中川　　隆
野口　　宏	野﨑　　明	野々木　宏
花木　芳洋	林　　靖之	藤原　正恵
益子　邦洋	丸川征四郎	横田順一朗
吉岡　敏治	吉川　惠次	

第64回診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により、第64回診療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。

平成23年９月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験期日　平成24年２月23日（木曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号。以下「58年改正法」という。）による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和26年法律第226号。以下「旧法」という。）に定める診療エツクス線技師試験（以下「診療エツクス線技師試験」という。）又は法附則第７項の規定による試験（以下「特例試験」という。）に合格した者であって、受験願書にその旨を記載し、試験科目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受けようとするものについては、東京都に限る。

３　試験科目　基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エツクス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学

ただし、２のただし書に該当する者については、次の科目を免除する。

基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、医用工学、エツクス線撮影技術学、画像工学、放射線計測学及び放射線安全管理学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第20条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附